

(別紙1) 国又は地域別の交付対象証明区分について

国名等	区 分		
	日付証明	放射性物質 検査証明 ^(注2)	産地証明
シンガポール	—	○	○ ^(注3)
タイ王国	○	— ^(注4)	○ ^(注5)
韓国	○	○	○
中国	—	— ^(注6)	○
ブルネイ	—	○	○
ロシア連邦	○	○	—
エジプト	—	—	○
モロッコ王国	○	○	○
E U 等	○	○	○
香港	—	○	—
仏領ポリネシア	○	○	○

注1 都道府県等の地域、品目によっては、各証明の対象とならないことがあることに留意すること。

注2 放射性物質検査の結果が日本の基準値を上回っている場合には、証明書を発行しない。

注3 福島県、茨城県、栃木県及び群馬県以外の都道府県産の食品については、商工会議所によるサイン証明を産地証明として認めている。

注4 タイ王国側に登録した検査機関作成の放射性物質検査報告書（英文）の提出により輸入が認められる。

注5 宮城県、福島県及び群馬県以外の都道府県産の食品については、商工会議所が発行する産地が記載された原産地証明も認めている。

注6 放射性物質検査証明書の様式が日本政府と中国政府との間で整っていないため、放射性物質検査証明書を発行することができない。

(別紙2) 原産地証明に係る申請について

ブラジル向けに日本国で生産・加工された清涼飲料水、粉末清涼飲料及び食酢を輸出するため原産地証明を申請する手続きは、次に定めるとおりとする。

1 申請方法

申請者は、申請書類を事務規程第2条第3号の地方支分部局に送付又は持参することとする。

なお、申請者が郵送での証明書の交付を希望する場合には、返信に要する経費は、申請者が負担することとする。

2 提出書類

申請者は、次の書類等を提出する。

(1) 申請書類

ア 輸出食品等に関する証明申請書(様式1)

イ 必要事項が英語表記で記載された原産地証明書(様式2)(様式2の1から5までの項目及びProduct欄^(注)が記載されたもの)に分析機関による分析結果の記載、署名及び押印があるもの

(注) Product欄には商品名、銘柄、商品コード、箱数、1箱当たりのボトル数、1ボトル当たりの容量、総容量及びぶどうの収穫年(ぶどうを加工した清涼飲料水等は確認の対象)を記載する。

(2) 添付書類

ア 別紙7の1各国等共通の表中の各種証明共通の欄に掲げる確認書類

イ JASマークを取得していない製品については、厚生労働省の発行する自由販売証明書^(注1)及びブラジル政府に登録した分析機関^(注2)が発行する製品分析証明書

(注1) 当該証明書の発行を受けるための自由販売証明書発行申請書の「自由販売証明書を提出する輸出相手先国の機関の名称及び住所」欄に原産地証明書の提出先であるブラジル側の該当機関のものが記入されていること。

(注2) (一財)日本食品分析センター、(一財)日本冷凍食品検査協会、(一財)食品環境検査協会、茨城県工業技術センター、京都市産業技術研究所

(様式1) [別紙2 関連]

平成 年 月 日

輸出食品等に関する証明申請書

〇〇農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局農林水産部長

} 宛

事業者名
所在地
代表者名 (上記代理人) ⑩
事業者名
所在地
役職・氏名 ⑩

担当者氏名

電話番号

E-mail

ブラジル向け清涼飲料水等の輸出に関する原産地証明について、別添のとおり、関係書類を添付して申請します。

なお、運送方法等を空欄で提出する場合には、確定後に全ての欄を記載した証明書の写しと確認書類を速やかに提出します。

また、今回の申請に係る証明について、貴職から報告を求められたとき、又はその職員が、事務所、倉庫若しくは工場等に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を調査し、若しくは関係者へ質問することに対して協力することを誓約します。

これに応じない場合や申請している内容が事実と異なることが判明した場合には、輸出証明書の発行の停止等の措置を受けること及び是正措置を講じることに同意します。

(様式 2) [別紙 2 関連] 原産地証明書

MODEL CERTIFICATE OF ORIGIN AND ANALYSIS OF BEVERAGES AND VINEGARS

Certificate of origin n. _____					
Issuing country : _____					
1. Exporter :					
2. Activity :					
3. Recipient :					
4. Means of transportation :			5. Place of unloading :		
Product :					
Name	Brand	Batch n.	Number of boxes	Number of bottles/vol.	Total volume
The above mentioned producing or bottling establishment works in the country with the activities of production or bottling or both and the products specified above meet the standard of identity and national quality and are fit for domestic consumption.					
Official agency name :					
Official agency address :					
Date and place :					

Signature and stamp of the representative in charge					
Certificate of Analysis n. _____, for the above mentioned product					
Analytical parameters		Unit	Result		
Turbidity (1) (2) (3)					
Sediment (1) (2) (3)					
Arsenic (1) (2) (3)					
Lead (1) (2) (3)					
Cadmium (1) (2) (3)					
Tin (1) (2) (3)					
Coliform bacilli (1) (2) (3)					
Enterococci (2)					
Green pus bacilli (2)					
Patulin (3)					
(1) For soft drinks other than (2) and (3), powdered soft drinks or vinegar					
(2) Mineral water (soft drink beverages which only consists of water) with a carbon dioxide pressure inside the container of not more than 98 kPa at 20 °C and that has not been sterilized or disinfected					
(3) For soft drinks made solely of apple juices and/or juiced fruit					
Laboratory name :					
Laboratory address :					
Date and place :					

Signature and stamp of the representative in charge					

MODEL CERTIFICATE OF ORIGIN AND ANALYSIS OF PRODUCTS OF GRAPE

Certificate of origin n. _____		Issuing country : _____			
1. Exporter :					
2. Activity :					
3. Recipient :					
4. Means of transportation :		5. Place of unloading :			
Product :					
Name	Brand	Batch n./harvest year	Number of boxes	Number of bottles/vol.	Total volume
The abovementioned establishment, producer or bottler of wine and products of grape and wine works in the country with the activities of production or bottling or both, of wine and products of grape and wine, and the products specified above meet the standard of identity and national quality and are fit for domestic consumption.					
Official agency name :					
Official agency address :					
Date and place :					
_____ Signature and stamp of the representative in charge					
Certificate of Analysis n. _____, for the above mentioned product.					
Analytical parameters	Unit	Result			
Color					
Limpidity					
Density at 20 ° C					
° Brix					
Turbidity					
Sediment					
Arsenic					
Lead					
Cadmium					
Tin					
Coliform bacilli					
Volatile acidity in acetic acid					
Laboratory name:					
Laboratory address:					
Date and place:					
_____ Signature and stamp of the representative in charge					

(別紙3) 輸出証明書発行システムの使用について

農林水産省が運用する輸出証明書発行システム（以下「システム」という。）を利用して、食品等を輸出する際に必要な証明書の交付を受けようとする者は、別添の「輸出証明書発行システム利用規約」（以下「利用規約」という。）を遵守するとともに、下記に定めるとおり利用するものとする。

記

1 利用者

(1) システムを利用できる者は次のとおりとする。

- ① 食品等を輸出しようとする事業者等（以下「事業者」という。）
- ② ①の事業者から委託を受けた者

(2) 事業者が第三者にシステムの利用を委託する場合は、委任状を作成するものとする。

2 システム利用申請

(1) システムに必要な事項を登録し、適正な利用を図るため、あらかじめ次に示す書類を提出する。

- ① 様式1の誓約書兼申請書
- ② 様式2の委任状
- ③ 実際にシステムにアクセスする事業者又は委任を受けた者の存在を確認できる書類

- ・法人格を有する者は、過去6ヶ月以内に発行された履歴事項全部証明書の写しであって、記載事項に変更がないもの
- ・任意団体は、定款等の規約及び会員名簿等
- ・個人は、本人確認書類として、写真が付されている公的証明書（運転免許証等）の写し又は写真が付されていない書類の場合は、公的機関発行の氏名及び住所が確認できるもの（健康保険証、納税証明書等）2種類の写し

(2) (1)の書類は、事務規程第2条第3号の地方支分部局のいずれかに提出するものとする。

3 システムの使用

事業者は、事業者その役員若しくは使用人又は委託した者その役員又は使用人のうち実際にシステムを使用する者（以下「システム利用者」という。）に対してユーザーIDとパスワードの発行を受けた上で、システムを使用するものとする。

なお、複数のシステム利用者がある場合は、当該利用者ごとにシステム登録、ユーザーID等の発行を受けるものとする。

4 登録内容の修正等

- (1) 事業者は、登録した事項又はシステム利用者を変更する場合には、様式3により変更内容を届け出るものとする。
- (2) 事業者は、輸出業務を止める等により今後システムを利用しない事実が生じた場合には、様式4により登録の抹消を届け出るものとする。
- (3) 提出先は2(2)の書類を提出した地方支分部局とする。

5 登録の有効期間

事業者、システム利用者等の情報を適正に管理するため、システム登録の有効期間は3年とし、継続してシステムを利用する事業者は、有効期間内に2のシステム利用申請の手続きを再度行うものとする。

なお、有効期間経過後は、システムは利用できなくなるので留意すること。

6 その他

農林水産省ホームページに掲載するシステムを運用する上で必要な操作説明等を参照すること。

(別添)〔別紙 3 関連〕

輸出証明書発行システム利用規約

目次

- 第 1 章 総則 (第 1 条及び第 2 条)
- 第 2 章 輸出証明書発行システムの利用 (第 3 条から第 8 条まで)
- 第 3 章 輸出証明書発行システム等の管理 (第 9 条から第 11 条まで)
- 第 4 章 情報の取扱い (第 12 条から第 16 条まで)
- 第 5 章 雑則 (第 17 条から第 20 条まで)

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 本規約は農林水産省食料産業局（以下「食料産業局」といいます。）が運営する輸出証明書発行システムの利用に関し、必要な事項を定めることを目的とします。

(定義)

第 2 条 この規約において、使用する用語の定義は、次の各号のとおりとします。

- (1)「輸出証明書発行システム」とは、食料産業局が所管する輸出証明書の発行に関する申請手続きを汎用的に行う情報システムをいいます。
- (2)「申請事業者等」とは、輸出証明書の発行に係る申請手続きを行う民間事業者、団体、学校、研究機関及び個人をいいます。
- (3)「システム利用者」とは、輸出証明書発行システムを利用して輸出証明書の発行に関する申請手続きを行う申請事業者等（申請事業者等が手続き及び報告等を第三者に委任又は代行させた場合は、当該第三者を含む。）をいいます。
- (4)「ログイン ID」とは、輸出証明書発行システムの利用者を識別するための識別コードをいいます。
- (5)「パスワード」とは、ログイン ID を提示した利用者が正当な利用者であるか否かを検証するための主体認証コードをいいます。

第 2 章 輸出証明書発行システムの利用

(システム利用者の責任)

第 3 条 システム利用者は、自己の責任と判断に基づき、輸出証明書発行システムを利用し、輸出証明書発行システムの利用に伴って生じる以下の各

号に掲げる情報及び通信の際に発生する各種電文（電磁的記録を含む。）を管理するものとし、食料産業局に対していかなる責任も負担させないものとし、

（１）ログインID及びパスワード

（２）輸出証明書発行システム操作説明書（以下「操作説明書」といいます。）

（３）輸出証明書発行システムセキュリティ対策マニュアル（以下「セキュリティ・マニュアル」といいます。）

- 2 システム利用者は、システム利用申込時の申請登録内容に変更が生じたときは速やかに食料産業局にその旨を文書で通知するものとし、また、通知を受けた食料産業局は、当該システム利用者に係る登録内容の変更又は抹消するものとし、
- 3 システム利用者は、必ず輸出証明書発行システムの画面上において自己の行った報告・申請等の手続の処理状況の確認を行うものとし、
- 4 システム利用者が、自己の行った申請手続に係る処理状況の確認を行わなかった結果、システム利用者又は第三者が被った損害については、食料産業局は一切の責任を負いません。

（報告・申請等の委任）

第4条 報告・申請等を行う申請事業者等が、輸出証明書発行システムへの登録処理等を第三者に委任する場合、当該委任を受けて報告・申請等を行う者は、当該手続に関する全責任を当該申請事業者等に対して負うものとみなします。

2 報告・申請等を行う申請事業者等が、第三者に委任した内容を変更又は終了する場合は、委任元の申請事業者等は速やかに食料産業局にその旨を文書で通知するものとし、この場合のログインID及びパスワードの取扱いについては、第3条第2項に準じます。

3 食料産業局への通知がなされなかったこと又は遅延したことにより申請事業者等又は第三者が被った損害については、食料産業局は一切の責任を負いません。

（輸出証明書発行システムに関する知的所有権）

第5条 食料産業局がシステム利用者に提供する一切のプログラム又はその他の著作物（本規約、操作説明書及びセキュリティ・マニュアルを含む。以下同じです。）に関する著作権及び著作者人格権並びにそれに含まれるノウハウ等の知的所有権は、食料産業局に帰属します。

2 システム利用者は、輸出証明書発行システムの利用に際し、食料産業局がシステム利用者に提供する一切のプログラム又はその他の著作物を次の

とお取り扱いものとします。

- (1) 本規約に従って輸出証明書発行システムを利用するためにのみ使用すること。
- (2) 複製、改変、編集、頒布等を行わず、また、リバースエンジニアリング（ソフトウェアの開発工程を逆にたどり、その構造や機能を解析して、製品に機能を反映させること。）等を行わないこと。
- (3) 営利目的の有無にかかわらず、第三者に貸与・譲渡し、又は担保に供しないこと。
- (4) 食料産業局又は食料産業局の指定する者が表示した著作権表示又は商標表示等の財産権表示を削除又は変更しないこと。

(輸出証明書発行システムの利用可能時間)

第6条 輸出証明書発行システムは、原則として6時から24時まで、年間を通じて利用可能とします。ただし、上記時間内であっても、機器メンテナンス等により、輸出証明書発行システムの利用を停止する場合があります。なお、緊急を要する場合は、事前に通告することなく輸出証明書発行システムの利用を停止することがあります。

2 システム利用者が輸出証明書発行システムを利用した申請に係る審査等の事務処理は、当該業務担当者の執務時間内に行うものとします。

(禁止事項)

第7条 システム利用者は、輸出証明書発行システムの利用に当たり、次の各号に掲げる行為を行ってはなりません。

- (1) 輸出証明書発行システムを本規約に反する目的で使用し又は使用しようとする事。
 - (2) 輸出証明書発行システムの管理及び運営を故意に妨害すること。
 - (3) 輸出証明書発行システムへの不正アクセス及びウィルス感染ファイアを故意に送付すること。
 - (4) 法令若しくは公序良俗に違反する行為又はそのおそれのある行為をすること。
 - (5) 前四号のほか、輸出証明書発行システムの運用において支障を及ぼす又は支障を及ぼすおそれのある行為をすること。
- 2 食料産業局は、システム利用者が前項各号のいずれかに該当する行為を行った場合又は行うおそれがあると認められた場合は、事前に通知することなく、当該システム利用者のログインIDを失効させ、輸出証明書発行システムの利用を直ちに停止させます。

(輸出証明書発行システムの利用可能文字)

第8条 輸出証明書発行システムにおいて使用可能な文字は以下の各号に掲げるもののみとし、その他の外字、機種依存文字等の使用は不可とします。

(1) 1バイト文字の英数字及び記号は、JISX-0201-1997を使用するものとします。

(2) 2バイト文字はJISX-0208-1997を使用し、JIS第一水準漢字、JIS第二水準漢字及び事前に外字登録した漢字を使用するものとします。

(3) カタカナを使用する場合は、全角カナを使用するものとします。

第3章 輸出証明書発行システム等の管理

(設備等)

第9条 システム利用者は、輸出証明書発行システムを利用するために必要なすべての機器等(ソフトウェア及び通信手段に係るものを含む。)を自己の負担において準備するものとします。当該機器の準備に必要な手続は、システム利用者が自己の責任と費用で行うものとします。

(非常事態等における利用の制限)

第10条 食料産業局は、天災、事変その他の非常事態の発生又は輸出証明書発行システムの重大な障害その他やむを得ない理由が生じた場合には、輸出証明書発行システムの利用を停止又は制限することがあります。

2 食料産業局は、輸出証明書発行システムの利用が著しく集中した場合には、輸出証明書発行システムの利用を制限することができるものとします。

(輸出証明書発行システムの保証等)

第11条 食料産業局は、輸出証明書発行システムの提供の遅延、中断又は停止が発生し、その結果システム利用者又は第三者が被った損害について一切の責任を負いません。

第4章 情報の取扱い

(個人情報の取扱い)

第12条 輸出証明書発行システムで利用する個人情報については、行政機関等個人情報保護法等関連法令に基づき、食料産業局において適切に取り扱うものとします。

(保有する情報の範囲)

第13条 輸出証明書発行システムの運用に当たって保有するシステム利用

者の情報は、輸出証明書の発行に関する申請データ、輸出証明書発行システムの利用者に関する事業者名（名称）、代表者名、所在地、システム利用者の氏名・部署名、電話番号、FAX番号及び電子メールアドレスとします。

（利用目的）

第14条 輸出証明書発行システムで保有する情報は、次の目的で利用しません。

- （1）輸出証明書の発行に関する申請データについては、輸入規制の緩和及び輸出促進を図る目的のために政策の企画・立案の資料として利用します。
- （2）システム利用者の名称、代表者名、所在地については、システム利用に係る申請内容の確認に利用します。
- （3）システム利用者の氏名・部署名、電話番号、FAX番号及び電子メールアドレスについては、システム利用に関する通知及びシステム利用者との直接連絡をとる必要が生じた場合に利用します。

（利用及び提供の制限）

第15条 輸出証明書発行システムに係る情報は、法令に基づく場合等を除き、第14条に定める利用目的以外の利用又は第三者への提供はいたしません。

（安全確保の措置）

第16条 食料産業局は、輸出証明書発行システムに係る情報の漏えい、滅失、き損の防止及び輸出証明書発行システムの適正な運用を図るために、セキュリティ・マニュアルの整備等必要な措置を講じます。

第5章 雑則

（操作説明書及びセキュリティ・マニュアル）

第17条 この規約を実施するために必要な操作説明書及びセキュリティ・マニュアル等は、別に定めます。

（証跡の管理）

第18条 食料産業局は、輸出証明書発行システムに関する情報セキュリティを確保するため、システム利用者の輸出証明書発行システムの利用に関する証跡（ログ）を取得、保存、点検及び分析することがあります。

(合意管轄裁判所)

第19条 本利用規約には日本法が適用されるものとします。

- 2 輸出証明書発行システムの利用に関連して食料産業局とシステム利用者間に生ずるすべての訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所と定めます。

(利用規約の改正)

第20条 食料産業局は、必要があると認めるときは、システム利用者に対し事前に通知を行うことなく、いつでも本利用規約を改正することができるものとします。

- 2 食料産業局は、本規約を改正した場合は、輸出証明書発行システムの利用申込書を提出した際に登録されたメールアドレスを通じて周知することとします。

- 3 システム利用者は、前項の周知後輸出証明書発行システムを利用するときは、施行されている改正後の本利用規約に同意したものとみなされます。

(様式1) [別紙3 関連]

年 月 日

農林水産省食料産業局輸出促進課長 宛
(地方支分部局)

事業者名
所在地
代表者名

㊞

輸出証明書発行システム利用誓約書兼申請書

輸出証明書発行システム（以下「システム」という。）を利用にするにあたり、次のとおり誓約した上、下記のとおりシステムの利用について申請します。

(誓約事項)

- 「輸出証明書発行システム利用規約」を遵守するほか、実際にシステムを利用する者（第三者に委託する場合は、委託先のシステムを利用する者）に当該利用規約を遵守させること。
- システムを利用した証明書の交付申請に関する申請内容及び添付書類については、当該輸出食品等に係るものであり、かつ各書類の原本と相違ないこと。
なお、上記申請の時点で、出港日や運送方法等が未定でB/L番号又はAWB番号、出港日、船便名又は航空便名を空欄で申請する場合には、確定後に全ての欄を入力した証明書と確認書類を速やかにシステムに登録すること。
- 申請に係る事実の確認について、農林水産省から報告を求められたとき、又はその職員が、事務所、倉庫若しくは工場等に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を調査し、若しくは関係者へ質問することに対して協力すること。
なお、これに応じない場合や申請した内容が事実と異なることが判明した場合には、輸出証明書の発行の停止等の措置を受けること及び是正措置を講じること。

記

1 事業者（輸出する者）

事業者名（注：個人の場合は氏名）

日本語表記：

英語表記：

所在地

日本語表記：

英語表記：

代表者名

日本語表記：

英語表記：

2 委託の有無 有 ・ 無

(有りの場合)

委託先事業者名：(注：個人の場合は氏名)

委託先所在地：

委託先代表者名：

3 システム利用者（ユーザー I D発行対象）

(1) 主たる利用者

所属部署：(注：輸出事業者名・部署又は委託先事業者名・部署)

氏 名：

フリガナ：

電話番号：

FAX 番号：

E-mail：

NACCS利用者コード：

(2) 従たる利用者 (注：必要に応じて利用人数分を追加)

所属部署：

氏 名：

フリガナ：

電話番号：

FAX 番号：

E-mail：

NACCS利用者コード：

4 証明書受領場所

(注：通常、証明書の交付を受ける地方農政局等、県域拠点、水産庁等を記載)

※NACCSとは、輸出入・港湾関連情報処理システムのことをいう。

(様式2) [別紙3関連]

平成 年 月 日

農林水産省食料産業局輸出促進課長 宛
(地方支分部局)

委任状

事業者名

所在地

代表者名

印

当社(注:個人の場合は「私」とする。)は、農林水産省が行う日本産の食品等の輸出に係る証明書発行のための申請手続きに係る権限を下記の者に委任いたします。

記

(委任先)

事業者名 : (注:個人の場合は氏名)

所在地 :

代表者名 : (注:代表者以外の者を代理人として委任する場合、役職・氏名)

(様式3) [別紙3関連]

年 月 日

農林水産省食料産業局輸出促進課長 宛
(地方支分部局)

事業者名

所在地

代表者名

印

輸出証明書発行システム登録事項変更届出書

輸出証明書発行システム利用誓約書兼申請書で登録した事項のうち、次の事項について変更します。

(変更する事項の□にチェックを入れ、変更する箇所のみ記載してください。)

1 事業者 (輸出する者)

事 項		変 更 前	変 更 後
□事業者名	日本語表記		
	英語表記		
□所在地	日本語表記		
	英語表記		
□代表者名	日本語表記		
	英語表記		

注：第三者に委託しない場合は、別紙3の2の(1)の③履歴事項全部証明書等を添付すること。

2 委託先事業者

事 項	変 更 前	変 更 後
□事業者名		
□所在地		
□代表者名		

注：別紙3の2の(1)の②委任状及び③履歴事項全部証明書等を添付すること。

3 システム利用者

(1) 主たる利用者

事 項	変 更 前	変 更 後
<input type="checkbox"/> 所属部署		
<input type="checkbox"/> 氏 名		
<input type="checkbox"/> フリガナ		
<input type="checkbox"/> 電話番号		
<input type="checkbox"/> FAX番号		
<input type="checkbox"/> E-mail		
<input type="checkbox"/> NACCS利 用者コード		

(2) 従たる利用者 (注：必要に応じて利用人数分を追加)

事 項	変 更 前	変 更 後
<input type="checkbox"/> 所属部署		
<input type="checkbox"/> 氏 名		
<input type="checkbox"/> フリガナ		
<input type="checkbox"/> 電話番号		
<input type="checkbox"/> FAX番号		
<input type="checkbox"/> E-mail		
<input type="checkbox"/> NACCS利 用者コード		

注：利用者を取り消す場合は変更前に、追加する場合は変更後に記載すること。

4 証明書受領場所

変 更 前	変 更 後

※NACCSとは、輸出入・港湾関連情報処理システムのことをいう。

(様式4) [別紙3関連]

年 月 日

農林水産省食料産業局輸出促進課長 宛
(地方支分部局)

事業者名

所在地

代表者名

印

輸出証明書発行システム利用登録抹消届出書

輸出証明書発行システム利用登録について、(理由) _____ のため、
登録を解消します。

(別紙4) システム故障時等の申請方法について

1 申請方法

申請者は、申請書類を事務規程第2条第3号の地方支分部局に送付又は持参することとする。ただし、当該地方農政局長等が申請方法を別に指定した場合は、この限りでない。

なお、申請者が郵送での証明書の交付を希望する場合、返信に要する経費は、申請者が負担することとする。

2 提出書類

申請にあたり次の書類等を提出する。

(1) 申請書類

- ・ 様式1の輸出食品等に関する証明申請書
- ・ 別記様式5のうち該当する輸出先国等向けの証明書に英語表記により必要事項を記入したもの

(2) 添付書類

該当する証明内容の確認に必要な別紙7に掲げる確認書類

(様式1) [別紙4 関連]

平成 年 月 日

輸出食品等に関する証明申請書

〇〇農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局農林水産部長

} 宛

事業者名
所在地
代表者名 (上記代理人) (印)
事業者名
所在地
役職・氏名 (印)

担当者氏名

電話番号

E-mail

輸出先国等向け食品等の輸出に関する証明について、別添のとおり、関係書類を添付して申請します。

なお、出港日や運送方法等が未定で B/L 番号又は AWB 番号、出港日、船便名又は航空便名を空欄で提出する場合には、確定後に全ての欄を記載した証明書の写しと確認書類を速やかに提出します。

また、今回の申請に係る証明について、貴職から報告を求められたとき、又はその職員が、事務所、倉庫若しくは工場等に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を調査し、若しくは関係者へ質問することに対して協力することを誓約します。

これに応じない場合や申請している内容が事実と異なることが判明した場合には、輸出証明書の発行の停止等の措置を受けること及び是正措置を講じることに同意します。

(別紙5) 輸出事業者証明の届出手続き等について

1 届出方法

申請者は、届出書類を事務規程第2条第3号の地方支分部局のいずれかに送付又は持参することとする。ただし、地方農政局長等が届出方法を別に指定した場合は、この限りでない。

なお、申請者が郵送での証明書の受領を希望する場合、返信に要する経費は、申請者が負担することとする。

2 届出書類

申請者は、次の届出に当たっては、それぞれの項に定める書類を地方農政局長等に提出するものとする。

(1) 新規の届出

ア 様式1-1の輸出事業者届出書(新規)

イ 様式2の輸出事業者証明書(事業者名及び所在地を英語で記入したもの。)

ウ オマーン国向けは平成23年3月27日以降、バーレーン王国向けは平成23年3月14日以降に生産・加工された食品等に関して発行された輸出実績を確認できる次の書類。

(ア) 輸出した食品等に関するインボイス(送り状)の写し1件以上

(イ) (ア)の書類に記載されている品目に関する次の検査機関が発行する放射性物質検査報告書の写し

a 食品衛生法(昭和22年法律第233号)第33条に基づき厚生労働大臣に登録している検査機関

b 国際試験所認定協力機構(ILAC)多国間承認取決に署名している認定機関から、放射能測定に係るISO/IEC17025の認定を受けている検査機関

c 行政機関に属する検査機関

(ウ) (ア)の書類に関する関税申告書(Customs Declaration)に税関の関税納付スタンプが押印されたものの写し

エ 香港向けに食品等を輸出する場合にあつては、我が国及び香港の放射線防護に係る関係法令、我が国の原産地表示に係る関係法令、我が国から香港への輸出取引に係る我が国及び香港の関係法令の遵守の状況及び香港に輸出しようとする食品等が我が国で一般的に販売しうる食品等であることが確認できる次の書類並びに実際に事業者の存在を確認できる書類

(ア) 様式1-4の誓約書

(イ) 輸出しようとする食品等が我が国で一般的に流通しうるものが客観的に確認できる書類(売買契約書、納品書、商品ラベルの写真、別記様式2の輸出される食品等に関する確認書等)の写し

(ウ) 輸出しようとする食品等の放射性物質検査証明書、又は放射性物質検査証明書が申請中であることが確認できる資料(システムログ等)の写し

(エ) 実際に事業者の存在を確認できる書類(ただし、輸出証明書発行システムの使用に当たり、既に当該書類を提出している者で、提出内容に変更が無い

場合は、当該システムの利用誓約書兼申請書の写しでも可)

- ①法人格を有する者は、過去6ヶ月以内に発行された履歴事項全部証明書の写しであって、記載事項に変更がないもの
- ②任意団体は、定款等の規約及び会員名簿等
- ③個人は、本人確認書類として、写真が付されている公的証明書（運転免許証等）の写し又は写真が付されていない書類の場合は、公的機関発行の氏名及び住所が確認できるもの（健康保険証、納税証明書等）2種類の写し

(2) 継続の届出

- ア 様式1-2の輸出事業者届出書（継続）
- イ 様式2の輸出事業者証明書（事業者名及び所在地を英語で記入したもの。）
- ウ 過去1年以内に交付した直近の輸出事業者証明書の写し
- エ 輸出実績を確認できる次の（ア）及び（イ）の書類
 - （ア）ウの証明書の交付以降、輸出した食品等に関するインボイス（送り状）の写し1件
 - （イ）（ア）の書類に関して発行された関税申告書（Customs Declaration）に税関の関税納付スタンプが押印されたものの写し
- オ 香港向けに食品等を輸出する場合にあっては、様式1-4の誓約書及び実際に事業者の存在を確認できる書類（輸出証明書発行システムの使用に当たり、既に当該書類を提出している者で、提出内容に変更がない場合は、当該システムの利用誓約書兼申請書の写しでも可）
 - なお、本号の書類を提出できない場合は、継続申請はできないものとする。
- カ 香港向けの輸出事業者証明書の継続については、有効期限の1か月前より継続の届出を受け付ける。この場合、継続する輸出事業者証明書の有効期限は、現に受けている証明書の有効期限から1年を経過した日とする。

(3) 変更の届出

- ア 様式1-3の輸出事業者届出書（変更）
- イ 様式2の輸出事業者証明書（事業者名及び所在地を英語で記入したもの。）
- ウ 過去一年以内に交付した直近の輸出事業者証明書の写し

3 留意事項

輸出事業者証明書の発行は、事前通告なしに遅延、本要領の変更等が行われる可能性がある。なお、国は、これらにより発生した損失等の補償は行わない。

(様式1-1) [別紙5関連]

平成 年 月 日

輸出事業者届出書 (新規)

〇〇農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局農林水産部長 } 宛

事業者名
所在地
代表者名 印
(上記代理人)
事業者名
所在地
役職・氏名 印

担当者氏名
電話番号
E-mail

(国・地域 名) への食品等の輸出にあつては、輸出される食品等に関する証明書の発行事務処理要領 (平成27年1月30日付け26食産第3838号) 1 (3) に該当する輸出事業者であることを、別添のとおり、関係書類を添付して届け出ます。

この届出書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

輸出先国・地域	確認区分
	輸出事業者届出 (新規)

確認項目		記入欄 (記入言語)
1	事業者名	(英語)
	所在地	(英語)
2	具体的な商品名	(日本語)
3	出港日	(日本語)
4	検査結果 (検出限界等)	(日本語)
	検体採取日	(日本語)
	検査日	(日本語)
	検査機関名	(日本語)
	報告書番号	(日本語)

(様式1-2) [別紙5 関連]

平成 年 月 日

輸出事業者届出書 (継続)

〇〇農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局農林水産部長 } 宛

事業者名
所在地
代表者名 印
(上記代理人)
事業者名
所在地
役職・氏名 印

担当者氏名
電話番号
E-mail

(国・地域 名) への食品等の輸出にあつては、輸出される食品等に関する証明書の発行事務処理要領(平成27年1月30日付け26食産第3838号)1(3)に該当する輸出事業者であることを、別添のとおり、関係書類を添付して届け出ます。
この届出書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

輸出先国・地域	確認区分
	輸出事業者届出 (継続)

確認項目	記入欄 (記入言語)
1 事業者名	(英語)
所在地	(英語)

(様式1-3) [別紙5 関連]

平成 年 月 日

輸出事業者届出書 (変更)

〇〇農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局農林水産部長 } 宛

事業者名
所在地
代表者名 (上記代理人) ⑩
事業者名
所在地
役職・氏名 ⑩

担当者氏名
電話番号
E-mail

平成〇年〇月〇日付けで事業者名 (又は所在地) を下記のとおり変更しましたので、届け出ます。

この届出書の記載事項は、事実と相違ありません。

記

輸出先国・地域	確認区分
	輸出事業者届出 (変更)

変更項目		新	旧
1	事業者名	(日本語)	(日本語)
		(英語)	(英語)
	所在地	(日本語)	(日本語)
		(英語)	(英語)

(様式 1 - 4) [別紙 5 関連]

平成 年 月 日

農林水産省食料産業局長 殿
〔 関東農政局長 〕

住所

氏名

印

〔 法人にあってはその所在地、名称
及び代表者の氏名 〕

誓約書

私（当社）は、香港向け輸出事業者証明書発行の申請に当たり、輸出される食品等に関する証明書の発行事務処理要領（平成27年1月30日付け26食産第3838号食料産業局長通知）等を理解し、我が国及び香港における日本産農林水産物・食品の放射線防護に係る関係法令、我が国における原産地表示に係る関係法令、日本から香港への輸出取引に係る我が国及び香港の関係法令（食品衛生法（昭和22年法律第233号）、食品表示法（平成25年法律第70号）、輸出入取引法（昭和27年法律第299号）、香港における公衆衛生及び市政条例等）の違反により、過去3年間司法処分及び行政処分を受けていないこと及び過去3年間香港の関係法令を違反した輸出を行っていないこと、並びに今後も当該関係法令を遵守することを誓約します。

また、私（当社）が香港向けに輸出しようとする食品等は、我が国で一般的に販売しうる食品等であることを誓約します。

この誓約書に反した場合、又は本要領に基づく手続において不正を行った場合には、速やかに農林水産省に詳細を報告し、当該行為が判明した時点での輸出事業者証明書の取消し及び返還を了解するとともに、以後3年間、私（当社）に対して本要領に基づく香港向け輸出事業者証明書の発行が行われないことを了解します。

(様式2) [別紙5 関連 (オマーン国)]

Certificate of the Exporter to the Sultanate of Oman

This is to certify that the exporting company specified below has complied with the requirement of the Sultanate of Oman regarding the levels of radionuclides in food products and that all the products exported to the Sultanate of Oman by the company are readily available for sale in Japan and therefore safe for human consumption as far as generic radiological protection of food consumers is concerned.

This certificate would become invalid should any other incident or risk of contamination occur in Japan or any incompliance of the company be found in the future.

1 . Company name :

2 . Address :

Date of Issue : _____

Expiration Date : _____

SIGNATURE : _____

(様式2) [別紙5 関連 (バーレーン王国)]

Certificate of the Exporter to the Kingdom of Bahrain

This is to certify that the exporting company specified below has complied with the requirement of the Kingdom of Bahrain regarding the levels of radionuclides in food products and that all the products exported to the Kingdom of Bahrain by the company are readily available for sale in Japan and therefore safe for human consumption as far as generic radiological protection of food consumers is concerned.

This certificate would become invalid should any other incident or risk of contamination occur in Japan or any in compliance of the company be found in the future.

1. Company name :

2. Address :

Date of Issue : _____

Expiration Date : _____

SIGNATURE : _____

(様式2) [別紙5 関連 (香港)]



Certificate of the Exporter to Hong Kong

This is to certify that the exporting company specified below has complied with the requirement of Hong Kong import control measures on Japanese food with regard to radiological protection and that all the products exported to Hong Kong by the company are readily available for sale in Japan and therefore safe for human consumption as far as radiological protection of food consumers is concerned.

This certificate would become invalid should any other incident or risk of contamination occur in Japan or any incompliance of the company be found in the future. The Japanese authorities would notify the Hong Kong authorities should the certificate become invalid.

1. Company Name :

2. Address :

Declaration Number :

Consignment Code of Attached Certificate
on radiation levels in food for export to Hong Kong
:

Date of Issue :

Expiration Date :

Signature :

(別紙6-1) シンガポールの証明対象地域・品目

産地証明については、福島県産米及び別表の HS コードに掲げる品目（なお、別表の HS コード「野菜・果物」にはキノコ類が含まれるが、林産物であるキノコ類が産地証明の対象品目となるのは福島県、茨城県、栃木県及び群馬県を除く都道府県のみ）を対象とする。

必要な証明	地域	品目
放射性物質検査	茨城県、栃木県及び群馬県	林産物 ^(注1) 及び水産物
産地	福島県内の南相馬市、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯舘村（輸入停止市町村）を除く市町村	米、食肉、牛乳・乳製品、卵、野菜・果物とその加工品、緑茶及びその製品 ^(注2)
	茨城県、栃木県及び群馬県	食肉、牛乳・乳製品、卵、野菜・果物とその加工品、緑茶及びその製品
	福島県、茨城県、栃木県及び群馬県以外の都道府県	食肉、牛乳・乳製品、卵、野菜・果物とその加工品、緑茶及びその製品、水産物 ^(注3)

注1 林産物には、キノコ類（野生及び栽培されたもの）、野生ベリー及び野生のイノシシ肉等森林で収穫されたものが含まれる。

注2 これらの福島県産品を初めて輸出する際には、市町村ごとの産地証明に加え、産地（市町村）・品目ごとに検査機関発行の放射性物質検査報告書の原本を添付する。（平成26年9月30日以降、福島県産米は産地証明が必要。）

注3 日本政府発行の産地証明書以外に商工会議所によるサイン証明を産地証明として認めている。

注4 輸入停止措置の対象となっている市町村の全ての食品及び農産品並びに福島県産の林産物及び水産物は輸入が認められていないので証明書の発行はできない。

別表：証明書発行の対象となる産品（シンガポール側の品目分類8桁コード）

Dairy products 牛乳・乳製品		Meat 食肉 (加工品 を含む)	Egg product 卵及びその製品	Vegetable and fruits 野菜・果物(加工品を含む)			
04011010	17049099	02011000	04072100	07019010	07149099	08109040	20088000
04011090	19011020	02012000		07019090	08011910	08109050	20089100
04012010	19019031	02013000		07020000	08011990	08109060	20089910
04012090	19019039	02021000		07031019	08031000	08109091	20089920
04014010	19019099	02022000		07031029	08039010	08109092	20089930
04014090	21050000	02023000		07032090	08039090	08109093	20089940
04015010	21069099	02031100		07039090	08041000	08109094	20089990
04015090	22029910	02031200		07041010	08042000	08109099	21039013
04021041	22029950	02031900		07041020	08043000	09101100	
04021049		02032100		07042000	08044000	09103000	
04021091		02032200		07049010	08045010	09109910	
04021092		02032900		07049090	08045020	12112000	
04021099		02061000		07051100	08045030	12119099	
04022120		02062100		07051900	08051010	12129100	
04022130		02062200		07052100	08052100	12129390	
04022190		02062900		07061010	08052200	14049091	
04022920		02063000		07061020	08052900	14049092	
04022930		02064100		07069000	08054000	14049099	
04022990		02064900		07070000	08055010	20011000	
04029100				07081000	08055020	20019010	
04029900				07082010	08059000	20019090	
04031021				07082020	08061000	20021000	
04031029				07082090	08071100	20029090	
04031091				07089000	08071900	20031000	
04031099				07092000	08072000	20041000	
04039010				07093000	08081000	20049090	
04039090				07094000	08083000	20054000	
04041010				07095100	08084000	20055100	
04041090				07095910	08091000	20056000	
04049000				07095990	08092100	20057000	
04051000				07096010	08093000	20058000	
04052000				07096090	08094010	20059100	
04059010				07097000	08094020	20060000	
04059020				07099100	08101000	20082010	
04059030				07099200	08102000	20082090	
04059090				07099300	08103000	20083010	
04061010				07099910	08104000	20083090	
04062010				07099920	08105000	20084000	
04062090				07099990	08106000	20085000	
04063000				07141099	08107000	20086010	
04064000				07142090	08109010	20086090	
04069000				07143090	08109020	20087010	
17049020				07144090	08109030	20087090	

Seafood 水産物 (加工品を含む)							Tea products 緑茶及び その製品
03019100	03028911	03036600	03047500	03061290	03075920	16041710	09021010
03019200	03028912	03036700	03047900	03061410	03077110	16041790	09021090
03019390	03028913	03036800	03048100	03061490	03077120	16041810	09022010
03019400	03028914	03036900	03048200	03061500	03077200	16041920	09022090
03019500	03028916	03038100	03048300	03061600	03077930	16041930	21012030
03019941	03028917	03038200	03048400	03061711	03078110	16041990	22029950
03019949	03028918	03038300	03048500	03061719	03078120	16042020	
03019952	03028919	03038400	03048600	03061721	03078210	16042030	
03019959	03028922	03038911	03048700	03061722	03078220	16042040	
03019990	03028926	03038912	03048800	03061729	03078300	16042091	
03021100	03028927	03038913	03048900	03061730	03078400	16042099	
03021300	03028928	03038914	03049100	03061790	03078710	16043100	
03021400	03028929	03038916	03049200	03061900	03078810	16043200	
03021900	03029100	03038917	03049300	03063120	03079110	16051010	
03022100	03029200	03038918	03049400	03063130	03079120	16051090	
03022200	03029900	03038919	03049500	03063220	03079200	16052100	
03022300	03031100	03038922	03049900	03063230	03079930	16052110	
03022400	03031200	03038926	03051000	03063300	03079940	16052920	
03022900	03031300	03038927	03052010	03063520	03081110	16052990	
03023100	03031400	03038928	03052090	03063621	03081120	16053000	
03023200	03031900	03038929	03053100	03063622	03081200	16054000	
03023300	03032300	03039100	03053200	03063629	03081920	16055100	
03023400	03032400	03039200	03053910	03063631	03082110	16055200	
03023500	03032500	03039900	03053920	03063632	03082120	16055300	
03023600	03032600	03043100	03054100	03063639	03082200	16055410	
03023900	03032900	03043200	03054200	03063910	03082920	16055490	
03024100	03033100	03043300	03054300	03063920	03083010	16055500	
03024200	03033200	03043900	03054400	03069139	03083020	16055600	
03024300	03033300	03044100	03054900	03069239	03083030	16055710	
03024400	03033400	03044200	03055100	03069330	03083040	16055900	
03024500	03033900	03044300	03055200	03069529	03089010	16056100	
03024600	03034100	03044400	03055300	03069530	03089020	16056200	
03024700	03034200	03044500	03055400	03071110	03089030	16056300	
03024900	03034300	03044600	03055921	03071120	03089040	16056900	
03025100	03034400	03044700	03055929	03071200	04100090	19022030	
03025200	03034510	03044800	03055990	03071920	05119190		
03025300	03034590	03044900	03056100	03071930	16041110		
03025400	03034600	03045100	03056200	03072110	16041190		
03025500	03034900	03045200	03056300	03072120	16041210		
03025600	03035100	03045300	03056400	03072200	16041290		
03027100	03035300	03045400	03056910	03072930	16041311		
03027210	03035410	03045500	03056990	03073110	16041319		
03027290	03035500	03045900	03057100	03073120	16041391		
03027300	03035600	03046100	03057211	03073200	16041399		
03027400	03035700	03046200	03057219	03074211	16041411		
03027900	03035910	03046300	03057291	03074221	16041419		
03028100	03035920	03046900	03057299	03074310	16041490		
03028200	03035990	03047100	03057910	03074921	16041510		
03028300	03036300	03047200	03057990	03075110	16041590		
03028400	03036400	03047300	03061100	03075120	16041610		
03028500	03036500	03047400	03061190	03075200	16041690		

(別紙6-2) タイ王国の証明対象地域・品目

必要な証明	地域	品目
日付	47都道府県	平成23年3月11日以前に生産・加工された野生動物肉（イノシシ、ヤマドリ及びシカ）
産地	宮城県、福島県及び群馬県を除く都道府県	平成23年3月11日以降に生産・加工された野生動物肉（イノシシ、ヤマドリ及びシカ）

(別紙6-3) 韓国の証明対象地域・品目

次に掲げるものを除く全ての食品（香料等の食品添加物を含む）及び飼料について、下表のとおり証明する。

- ① 水産物及びアルコール飲料（ただし、証明書発行対象品目を輸出する貨物にアルコール飲料を混載して輸出される場合は、この限りでない。）
- ② 販売目的以外の個人用に消費されるもの

必要な証明	地域	品目
日付	47都道府県	平成23年3月11日以前に生産・加工された全ての食品 ^(注1)
放射性物質検査	宮城県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、長野県及び静岡県(以下「指定地域」という。)	水産物以外及び輸入停止対象品目以外の食品
	北海道、青森県、岩手県、宮城県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、三重県、愛媛県、熊本県及び鹿児島県	養魚用飼料及び魚粉
	青森県、岩手県、宮城県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、長野県及び静岡県	その他の飼料（牛、馬、豚及び家禽等）
産地	指定地域以外	生産・加工された全ての食品

注1 韓国の輸入停止対象地域・品目については証明しない。

注2 原則、放射性物質検査証明及び産地証明は、平成23年3月11日以降に収穫・生産・加工したものが対象

(参考) 韓国農林水産食品部が所管する畜産物として提示があったものの HS コード

ミルク、クリーム、チーズ等		鳥卵、卵黄等	牛等の脂肪	肉のエキス等
0401 00 0000	0403 90 1000	0407 00 9000	1502 00 1090	1601 00 1000
0401 10 0000	0403 90 2000	0408 11 0000	1502 00 9000	1601 00 9000
0401 20 0000	0403 90 9000	0408 19 0000		1602 41 9000
0401 30 1000	0404 10 1010	0408 91 0000		1602 90 9000
0401 30 9000	0404 10 1090	0408 99 0000		1603 00 1000
0402 00 0000	0404 10 2130	0408 99 9000		
0402 10 1010	0404 90 0000			
0402 10 9000	0405 10 0000			
0402 21 1000	0405 90 0000			
0402 29 0000	0406 10 1000			
0402 99 9000	0406 20 0000			
0403 00 0000	0406 30 0000			

乳糖、乳糖水	乳児用の調製品、ベーカリー 製品製造用の混合物等		アイスクリーム、氷菓等	
1702 11 1000	1901 10 1010	1901 10 9090	2105 00 1000	2105 00 9090
	1901 10 1090	1901 90 2000	2105 00 1010	2106 90 9020
			2105 00 1090	2106 90 9030

(別紙6-4) 中国の証明対象地域・品目

すべての食品及び飼料。

ただし、水産物及びアルコール飲料は除く。(証明書発行対象品目を輸出する貨物に混載して輸出される場合は、この限りでない。)

必要な証明	地域	品目
産地	宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、新潟県及び長野県(以下「指定地域」という。)以外の道府県	生産・加工された全ての食品・飼料

注 指定地域の全ての食品及び飼料は輸入が認められていないので証明書の発行はできない。

(別紙6-5) ブルネイの証明対象地域・品目

次に掲げるものを除く全ての食品（香料等の食品添加物を含む）について、下表のとおり証明する。

- ① 水産物及びアルコール飲料（ただし、証明書発行対象品目を輸出する貨物に混載して輸出される場合は、この限りでない。）
- ② 販売目的以外の個人用に消費されるもの

必要な証明	地域	品目
放射性物質 検査	福島県	生産・加工された全ての食品
産地	福島県以外	生産・加工された全ての食品

(別紙6-6) 削除

(別紙6-7) ロシア連邦の証明対象地域・品目

必要な証明	地域	品目
日付	福島県、茨城県、 栃木県、群馬県、 千葉県及び東京都 (以下「指定地域」 という。)	平成23年3月11日以前に生産・加工された全ての食品 ^(注)
放射性物質 検査	指定地域	平成23年3月11日以降に生産・加工された全ての食品 ^(注)

注 水産物及びアルコール飲料を除く。(証明書発行対象品目を輸出する貨物に混載して輸出される場合は、この限りでない。)

(別紙 6 - 8) オマーン国の証明対象地域・品目

必要な証明	地域	品目
輸出事業者証明	47都道府県	平成23年3月27日以降に生産・加工された全ての食品・飼料

注：過去にオマーン国向けに食品を輸出した実績のある輸出業者以外の事業者は、輸出事業者証明によらず、指定検査機関が発行する放射性物質検査報告書に、在京オマーン大使館又は GCC 諸国の大使館が領事認証したものを添付することで輸出することができる。

(別紙 6 - 9) バーレーン王国の証明対象地域・品目

必要な証明	地域	品目
輸出事業者証明	47都道府県	平成23年3月14日以降に生産・加工された全ての食品

注：過去にバーレーン王国向けに食品を輸出した実績のある輸出業者以外の事業者は、輸出事業者証明によらず、指定検査機関が発行する放射性物質検査報告書を添付することで輸出することができる。

(別紙6-10) エジプトの証明対象地域・品目

全ての食品（香料等の食品添加物を含む。）及び飼料について、下表のとおり証明する。

ただし、水産物及びアルコール飲料を除く。（証明書発行対象品目を輸出する貨物に混載して輸出される場合は、この限りでない。）

必要な証明	地域	品目
産地	47都道府県	生産・加工された全ての食品・飼料

(別紙6-11) モロッコ王国の証明対象地域・品目

全ての食品（香料等の食品添加物を含む。）及び飼料について、下表のとおり証明する。

ただし、水産物及びアルコール飲料を除く。（証明書発行対象品目を輸出する貨物に混載して輸出される場合は、この限りでない。）

必要な証明	地域	品目
日付	47都道府県	平成23年3月11日以前に生産・加工された全ての食品・飼料
放射性物質検査	宮城県、福島県、山形県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県及び長野県(以下「指定地域」という。)	平成23年3月11日以降に生産・加工された全ての食品・飼料
産地	指定地域以外	平成23年3月11日以降に生産・加工された全ての食品・飼料

(別紙6-12) EUの証明対象地域・品目

次に掲げるものを除く全ての食品（香料等の食品添加物を含む）及び飼料について、下表のとおり証明する。

- ① アルコール飲料（CNコード2203から2208までに該当するもの。）
- ② 水産物（ただし、証明書発行対象品目を輸出する貨物に混載して輸出される場合は、この限りでない。）
- ③ 販売目的以外の個人用に消費されるもの

必要な証明	地域	品目
日付	47都道府県	平成23年3月11日より前に生産、加工された食品及び飼料（下記の品目、又はそれらの使用割合が50%を超えるものに限る。）
放射性物質検査	福島県	<ul style="list-style-type: none"> ・きのこ類 ・水産物（活魚、甲殻類、軟体動物、海藻及び一部の魚種（ブリ・ヒラマサ、カンパチ、マダイ、シマアジ、クロマグロ、マサバ）を除く。） ・大豆 ・柿 ・一部の山菜類（フキノトウ・フキ、タラノキ属、タケノコ、ワラビ、ゼンマイ、クサソテツ及びコシアブラ）
	山形県、新潟県、山梨県及び静岡県	<ul style="list-style-type: none"> ・きのこ類 ・コシアブラ
	長野県	<ul style="list-style-type: none"> ・きのこ類 ・一部の山菜類（タラノキ属、ゼンマイ、クサソテツ及びコシアブラ）
	岩手県、茨城県、栃木県、群馬県及び千葉県	<ul style="list-style-type: none"> ・きのこ類 ・水産物（活魚、甲殻類、軟体動物、海藻及び一部の魚種（ブリ・ヒラマサ、カンパチ、マダイ、シマアジ、クロマグロ、マサバ）を除く。） ・一部の山菜類（タケノコ及びコシアブラ）
	宮城県	<ul style="list-style-type: none"> ・きのこ類 ・水産物（活魚、甲殻類、軟体動物、海藻及び一部の魚種（ブリ・ヒラマサ、カンパチ、マダイ、シマアジ、クロマグロ、マサバ）を除く。） ・一部の山菜類（タラノキ属、タケノコ、ワラビ、ゼンマイ、クサソテツ及びコシアブラ）
	47都道府県	上記の県ごとの放射性物質検査の対象品目の使用割合が50%を超える食品及び飼料
産地	福島県を除く46都道府県	上記の品目のうち、上記の放射性物質検査証明の対象となる県以外で生産・加工されたもの、又はそれらの使用割合が50%を超える食品及び飼料

(留意事項)

- 1 各食品のCNコードは別表1から別表5までを参照
- 2 生産・加工地が不明な上記の品目の使用割合が50%を超える食品及び飼料については、放射性物質検査証明により輸入が認められる。

別表 1 : 放射性物質検査証明が必要な「きのこ類」の CN コード表

類 Chapter	形 態 / 品 目	きのこ類 Mushrooms	
07 食用の野菜等	生鮮・冷蔵	0709 51 00	
		0709 59	
	冷凍	0710 80 61	
		0710 80 69	
	一時保存処理	0711 51 00	
		0711 59 00	
	乾燥	0712 31 00	
		0712 32 00	
		0712 33 00	
		0712 39 00	
	20 野菜、果実及 びナット等の 調製品	調製・保存処理(酢漬を除く。)	2003 10
			2003 90
調製・保存処理(冷凍以外)		2005 99 80	

別表2：放射性物質検査証明が必要な「山菜類」のCNコード表

類 Chapter	品 目	タケノコ Bamboo shoot	タラノキ属 <i>Aralia</i> <i>spp.</i>	ワラビ Bracken	ゼンマイ Japanese royal fern
	形 態				
07 食用の野菜等	生鮮・冷蔵	0709 99	0709 99	0709 99	0709 99
	冷凍	0710 80	0710 80	0710 80	0710 80
	一時保存処理	0711 90	0711 90	0711 90	0711 90
	乾燥	0712 90	0712 90	0712 90	0712 90
20 野菜、果実及 びナット等の 調製品	調製・保存処理 (冷凍)	2004 90			
	調製・保存処理 (冷凍以外)	2005 91 00			

類 Chapter	品 目	コシアブラ Koshiabura	クサソテツ Ostrich fern	フキノトウ /フキ Giant butterbur /Japanese butterbur (Fuki)
	形 態			
07 食用の野菜等	生鮮・冷蔵	0709 99	0709 99	0709 99
	冷凍	0710 80	0710 80	0710 80
	一時保存処理	0711 90	0711 90	0711 90
	乾燥	0712 90	0712 90	0712 90
20 野菜、果実及 びナット等の 調製品	調製・保存処理 (冷凍)			
	調製・保存処理 (冷凍以外)			

別表 3：放射性物質検査証明が必要な「大豆」の CN コード表

類 Chapter	形 態 / 品 目	大豆 Soybean
12 採油用の種 及び果実等	その他	1201 90 00
	粉又はミール	1208 10 00
15 植物性の油 脂等	大豆油及びその分別物	1507

別表 4：放射性物質検査証明が必要な「水産物」※の CN コード表

類 Chapter	形 態 / 品 目	水産物 Fish & Fishery products
03 魚等	魚／生鮮・冷蔵	0302
	魚／冷凍	0303
	魚のフィレその他の魚肉 ／生鮮・冷蔵・冷凍	0304
	魚／乾燥・塩蔵・燻製・ 魚の粉等	0305
	水棲無脊椎動物（甲殻類 及び軟体動物を除く。）	0308
15 動物性の油脂 等	魚の肝油及びその分別物	1504 10
	魚の油脂及びその分別物 （肝油を除く。）	1504 20
16 魚等の調製品	魚（調製又は保存処理）、 キャビア及び魚卵から調 製したキャビア代用物	1604

※ 「水産物」のうち除外される魚種のCNコードは以下のとおり。

類 Chapter	品 目 形 態	ブリ・ヒラ マサ Japanese amberjack & yellowtail amberjack	カンパチ Greater amberjack	マダイ Japanese seabream
03 魚等	魚／生鮮・冷蔵	0302 89 90	0302 89 90	0302 85 90
	魚／冷凍	0303 89 90	0303 89 90	
	魚のフィレその他の魚肉 ／生鮮・冷蔵・冷凍	0304 49 90 0304 59 90 0304 89 90 0304 99 99	0304 49 90 0304 59 90 0304 89 90 0304 99 99	0304 49 90 0304 59 90 0304 89 90 0304 99 99
	魚／乾燥・塩蔵・燻製・ 魚の粉等	0305 10 00 0305 20 00 0305 39 90 0305 49 80 0305 59 85 0305 69 80 0305 72 00 0305 79 00	0305 10 00 0305 20 00 0305 39 90 0305 49 80 0305 59 85 0305 69 80 0305 72 00 0305 79 00	0305 10 00 0305 20 00 0305 39 90 0305 49 80 0305 59 85 0305 69 80 0305 72 00 0305 79 00
15 動物性の油脂 等	魚の肝油及びその分別物	1504 10	1504 10	1504 10
	魚の油脂及びその分別物 (肝油を除く。)	1504 20	1504 20	1504 20
16 魚等の調製品	調製又は保存処理した魚 (全形のものと及び断片状 のもの／さば)			
	調製又は保存処理した魚 (全形のものと及び断片状 のもの／さけ、いわし、 さば等以外)	1604 19 91 1604 19 97	1604 19 91 1604 19 97	1604 19 91 1604 19 97
	調製又は保存処理した魚 (全形のものと及び断片状 のものを除く。)	1604 20 90	1604 20 90	1604 20 90

類 Chapter	品 目 形 態	シマアジ White trevally	クロマグロ Pacific bluefin tuna	マサバ Pacific chub mackerel
03 魚等	魚／生鮮・冷蔵	0302 49 90	0302 35	0302 44 00
	魚／冷凍	0303 89 90	0303 45	0303 54 10
	魚のフィレその他の魚肉 ／生鮮・冷蔵・冷凍	0304 49 90 0304 59 90 0304 89 90 0304 99 99	0304 49 90 0304 59 90 0304 89 90 0304 99 99	0304 49 90 0304 59 90 0304 89 49 0304 99 99
	魚／乾燥・塩蔵・燻製・ 魚の粉等	0305 10 00 0305 20 00 0305 39 90 0305 49 80 0305 59 85 0305 69 80 0305 72 00 0305 79 00	0305 10 00 0305 20 00 0305 39 90 0305 49 80 0305 59 85 0305 69 80 0305 72 00 0305 79 00	0305 10 00 0305 20 00 0305 39 90 0305 49 30 0305 54 90 0305 69 80 0305 72 00 0305 79 00
15 動物性の油脂 等	魚の肝油及びその分別物	1504 10	1504 10	1504 10
	魚の油脂及びその分別物 (肝油を除く。)	1504 20	1504 20	1504 20
16 魚等の調製品	調製又は保存処理した魚 (全形のもの及び断片状 のもの／さば)			1604 15
	調製又は保存処理した魚 (全形のもの及び断片状 のもの／さけ、いわし、 さば等以外)	1604 19 91 1604 19 97	1604 19 91 1604 19 97	
	調製又は保存処理した魚 (全形のもの及び断片状 のものを除く。)	1604 20 90	1604 20 90	1604 20 50

別表 5：放射性物質検査証明が必要な「柿」の CN コード表

類 Chapter	形 態 / 品 目	柿 Japanese persimmon
08 食用の果実等	生鮮・冷蔵	0810 70 00
	冷凍	0811 90
	一時保存処理	0812 90
	乾燥	0813 50

(別表 1 から 5 の留意事項)

- 1 CN コードは EU が設定している「合同関税品目分類表」(Combined Nomenclature-CN) と呼ばれる物品の分類表の番号です。輸出産品等の CN コードが不明の場合は、EU 側の輸入業者等を通じて輸出先国の当局にお問い合わせください。
- 2 CN コードに複数の農林水産物が含まれる場合であっても、規制の対象は表の「品目」欄に記載されている農林水産物及びその加工品のみ限定されます。

(別紙6-13) 香港の証明対象地域・品目

必要な証明	地域	品目
放射性物質 検査	福島県、群馬県、 茨城県、栃木県及 び千葉県	生産、と畜又は加工された食肉及び家禽卵
	茨城県、栃木県、 群馬県及び千葉県	生産又は加工された野菜、果実、牛乳、乳飲料 及び粉乳
輸出事業者 証明	茨城県、栃木県、 群馬県及び千葉県	生産又は加工された野菜、果実、牛乳、乳飲料 及び粉乳

注 福島県で生産又は加工された野菜、果物、牛乳(※)、乳飲料(※)及び粉乳(※)
(同県で生産された原料を使用した場合も含む)は輸入が認められていないので証
明書の発行はできない。

(別紙6-14) 仏領ポリネシアの証明対象地域・品目

次に掲げるものを除く全ての食品（香料等の食品添加物を含む）及び飼料について、下表のとおり証明する。

- ① アルコール飲料（HSコード2203から2208までに該当するもの。）
 ② 水産物（ただし、証明書発行対象品目を輸出する貨物に混載して輸出される場合は、この限りでない。）
 ③ 販売目的以外の個人用に消費されるもの

必要な証明	地域	品目
日付	47都道府県	平成23年3月11日より前に生産、加工された食品及び飼料（下記の品目、又はそれらの使用割合が50%を超えるものに限る。）
放射性物質検査	福島県	<ul style="list-style-type: none"> ・きのこ類 ・水産物（活魚、海藻及びホタテを除く。） ・米、大豆 ・柿 ・一部の山菜類（フキノトウ、フキ、タラノキ属、タケノコ、ワラビ、ゼンマイ、クサソテツ及びコシアブラ）
	新潟県、山梨県及び静岡県	<ul style="list-style-type: none"> ・きのこ類 ・コシアブラ
	秋田県、山形県及び長野県	<ul style="list-style-type: none"> ・きのこ類 ・一部の山菜類（タラノキ属、タケノコ、ゼンマイ及びコシアブラ）
	岩手県、宮城県、茨城県、栃木県、群馬県及び千葉県	<ul style="list-style-type: none"> ・きのこ類 ・水産物（活魚、海藻及びホタテを除く。） ・一部の山菜類（タラノキ属、タケノコ、ワラビ、ゼンマイ、クサソテツ及びコシアブラ）
	47都道府県	放射性物質検査の対象となっている県における対象品目の使用割合の合計が50%を超える食品及び飼料
産地	福島県を除く46都道府県	上記の品目のうち、上記の放射性物質検査証明の対象となる県以外で生産・加工されたもの、又はそれらの使用割合が50%を超える食品及び飼料

(留意事項)

- 1 各食品のCNコードは別表1から別表5までを参照
- 2 生産・加工地が不明な上記の品目の使用割合が50%を超える食品及び飼料については、放射性物質検査証明により輸入が認められる。
- 3 原則、放射性物質検査証明及び産地証明は、平成23年3月11日以降に収穫・生産・加工されたものが対象

別表 1 : 放射性物質検査証明が必要な品目 (きのこ類) の CN コード表

類 Chapter	形 態 / 品目名	きのこ類 Mushrooms	
07 食用の野菜等	生鮮・冷蔵	0709 51	
		0709 59	
	冷凍	0710 80 61	
		0710 80 69	
	一時保存処理	0711 51 00	
		0711 59	
	乾燥	0712 31	
		0712 32	
		0712 33	
		0712 39	
	20 野菜、果実及 びナット等の 調製品	調製・保存処理(酢漬除く)	2003 10
			2003 90
調製・保存処理(冷凍以外)		2005 99 80	

別表2：放射性物質検査証明が必要な品目（山菜類）のCNコード表

類 Chapter	品目名 形態	タケノコ Bamboo shoot	タラノキ属 <i>Aralia</i> <i>spp.</i>	ワラビ Bracken	ゼンマイ Japanese royal fern
07 食用の野菜等	生鮮・冷蔵	0709 99	0709 99	0709 99	0709 99
	冷凍	0710 80	0710 80	0710 80	0710 80
	一時保存処理	0711 90	0711 90	0711 90	0711 90
	乾燥	0712 90	0712 90	0712 90	0712 90
20 野菜、果実及 びナット等の 調製品	調製・保存処理 (冷蔵)	2004 90			
	調製・保存処理 (冷蔵以外)	2005 91			

類 Chapter	品目名 形態	コシアブラ Koshiabura	クサソテツ Ostrich fern	フキ Giant butterbur /Japanese butterbur (Fuki)
07 食用の野菜等	生鮮・冷蔵	0709 99	0709 99	0709 99
	冷凍	0710 80	0710 80	0710 80
	一時保存処理	0711 90	0711 90	0711 90
	乾燥	0712 90	0712 90	0712 90
20 野菜、果実及 びナット等の 調製品	調製・保存処理 (冷蔵)			
	調製・保存処理 (冷蔵以外)			

別表 3：放射性物質検査証明が必要な品目（米及び大豆）の CN コード表

類 Chapter	形 態 品目名	米 Rice	大豆 Soybeans
10 穀物	米	1006	
11 穀粉及び加工穀物等	穀粉	1102 90 50	
	ひき割り	1103 19 50	
	ペレット	1103 20 50	
	フレーク	1104 19 91	
	その他	1104 19 99	
	殻を除く等	1104 29 17	
	真珠型にとう精	1104 29 30	
	粗くひいたもの	1104 29 59	
	その他	1104 29 89	
	穀物の胚芽	1104 30 90	
12 採油用の種 及び果実等	その他		1201 90
	粉又はミール		1208 10
15 植物性の油 脂等	大豆油及びその分別物		1507
19 穀物、穀粉、 でん粉又は ミルク調製 品及びベー カリー製品	穀粉、ひき割り穀物等の調製食料品	1901	
	膨張又は炒って得た調製品	1904 10 30	
	炒っていない穀物の調製品等	1904 20 95	
	その他の加工穀物	1904 90 10	
	ベーカリー調製品（パン、米菓等）	1905 90	

別表 4 : 放射性物質検査証明が必要な品目 (水産物) の CN コード表

類 Chapter	品目名	
	形 態	水産物 (ホタテは除外) Fish & Fishery products other than scallop
03 魚及び甲殻類 等	魚／生鮮・冷蔵	0302
	魚／冷凍	0303
	魚のフィレその他の魚肉 ／生鮮・冷蔵・冷凍	0304
	魚／乾燥・塩蔵・燻製・ 魚の粉等	0305
	甲殻類	0306
	軟体動物*	0307
	水棲無脊椎動物	0308
15 動物性の油脂 等	魚の肝油及びその分別物	1504 10
	魚の油脂及びその分別物 (肝油を除く。)	1504 20
16 魚及び甲殻類 等の調製品	魚 (調整又は保存処理)、 キャビア及び魚卵から調 製したキャビア代用物	1604
	甲殻類、軟体動物及び水 棲無脊椎動物 (調製又は 保存処理) *	1605

*除外されるホタテの CN コード
: 0307 21及び0307 29

*除外されるホタテの CN コード
: 1605 52 00

別表 5：放射性物質検査証明が必要な「柿」の CN コード表

類 Chapter	形態	品目名	柿 Japanese persimmon
08 食用の果実等	生鮮・冷蔵		0810 70 00
			0810 90
	冷凍		0811 90
	一時保存処理		0812 90
	乾燥		0813 50

(別表 1 から 5 の留意事項)

- 1 CN コードは EU が設定している「合同関税品目分類表」(Combined Nomenclature-CN)と呼ばれる物品の分類表の番号です。輸出産品等の CN コードが不明の場合は、仏領ポリネシア側の輸入業者等を通じて輸出先国の当局にお問い合わせください。
- 2 CN コードに複数の農林水産物が含まれる場合であっても、規制の対象は表の「品目名」欄に記載されている農林水産物及びその加工品のみ限定されます。

(別紙7) 確認項目及び確認書類について

1 各国等共通

	確認項目	確認書類 (いずれかで左の項目が確認できればよい)
各種証明共通	B/L・AWB・インボイスの番号 商品名、数量、重量及び包装形態 出発地名、到着地名、出港日及び船便名・航空便名 輸出業者の名称及び所在地 輸入業者の名称及び所在地 具体的な商品	<ul style="list-style-type: none"> ・B/L (船荷証券) 若しくはAWB (航空運送状) 又はインボイス (送り状) (注1) ・パッキングリスト ・積戻し許可通知書 ・輸入許可通知書 ・商品ラベルのコピーや商品の写真
日付証明	生産・加工年月日	<ul style="list-style-type: none"> ・商品ラベルのコピーや写真 ・生産・製造記録に係る書類 ・製造年月日から賞味期限までの期間に関する生産者・製造者による確認書及び賞味期限の記載がある商品ラベルのコピーや写真 ・商品名の記載がある取引先の納品書等 (注2) ・商品名等の記載がある取引先又は申請者本人による確認書 (別記様式2) (注3)
放射性物質検査	検査結果、検体採取日、検査日及び検査機関	農林水産省ホームページの「輸出食品等に対する放射性物質に関する検査の実施機関について」(URL: http://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/kensa_kikan.html) に掲載されている放射性物質検査機関による放射性物質検査結果の報告書 (注4、5、6)
証明	検体の採取状況 (香港は、2の(7)を参照)	やむをえず申請者等が採取した場合 (注7) には、別記様式3の確認書
	製造ロット番号	日付証明の生産・加工年月日の確認書類と同じ
産地証明	生産・加工施設の名称・所在地	<ul style="list-style-type: none"> ・商品ラベルのコピーや写真 ・販売者名及び製造所固有の記号の記載がある商品表示、製造所固有の記号に係る食品衛生法の規定に基づく届出書、納品書等 (注2) 及び営業許可証等 (注8) ・取引先又は申請者本人による確認書 (別記様式2) (注3)

2 国等別必要書類

(1) シンガポール

産地証明に当たり、別紙6-1に規定する福島県内の輸入停止措置の対象となっている市町村以外の市町村の食品等に放射性物質が検出されないことを確認するため、放射性物質検査報告書を添付する。

なお、当該産地証明書に放射性物質検査報告書の原本を添付して輸出するものとする。^(注9)

(2) タイ王国

食品等の主原料が指定地域以外で生産されたことを確認するため、原料の名称、産地及び使用割合がわかる次の書類のうちいずれかを添付する。

- ・製造者等による製品仕様書等^(注10)（商品名、原料産地等の記載があるもの）
- ・申請者本人又は取引先による確認書（別記様式2）^(注3)
- ・その他客観的に確認できる書類^(注8)

(3) 韓国

日付証明に当たり、賞味期限により申請する場合は、次の書類等のいずれかを添付する。（生産・加工年月日又は製造ロット番号で申請する場合は、不要）

- ・賞味期限の記載がある商品ラベルのコピーや写真
- ・生産・製造記録に係る書類

(4) 中国

ア 産地証明に当たり、食品等の主原料が指定地域以外で生産されたことを確認するため、原料の名称、産地及び使用割合がわかる次の書類のうちいずれかを添付する。

- ・製造者等による製品仕様書等^(注10)（商品名原料産地等の記載があるもの）
- ・申請者本人又は取引先による確認書（別記様式2）^(注3)
- ・その他客観的に確認できる書類^(注8)

イ 産地証明に当たり、原料の産地から工場、工場から輸出先までのルート及び輸送手段を確認するため、次の書類のうちいずれかを添付する。

- ・原料や商品の産地、工場、港湾等の施設名・地域名等の記載がある納品書等^(注10)（同商品名・数量等の記載があるもの）
- ・原料や商品の産地、工場、港湾等の施設名・地域名等の記載がある申請者本人又は取引先による確認書（別記様式2）^(注3)
- ・その他同項目を客観的に確認できる書類^(注8)

(5) EU等

産地証明に当たり、別紙6-12の放射性物質検査の対象品目に該当していないことを確認するため、原料の名称、産地、使用割合がわかる次の書類のうちいずれかを添付する。

- ・製造者等による製品仕様書等^(注10)（商品名原料産地等の記載があるもの）
- ・申請者本人又は取引先による確認書（別記様式2）^(注3)
- ・その他客観的に確認できる書類^(注8)

(6) 香港

ア 放射性物質の検査証明に当たり、食肉及び家禽卵については生産・加工施設の名称・所在地を確認するため、1の産地証明欄に規定する確認書類を添付する。

イ 放射性物質の検査証明に当たり、野菜、果物、牛乳、乳製品及び粉乳については、別紙6-13の輸入停止地域に該当していないことを確認するため、原料の名称、産地及び使用割合が記載されている次の書類のうちいずれかを添付する。

(ア) 製造者等による製品仕様書等^(注10) (商品名原料産地等の記載があるもの)

(イ) 別記様式2の申請者本人又は取引先による確認書^(注3)

(ウ) その他客観的に確認できる書類^(注8)

ウ 香港に輸出しようとする証明書発行対象品目の放射性物質検査の検体採取について、別記様式4の申告書を添付する。

また、申請者は、本則3(4)ウに定めるとおり、国等の職員が検体採取に立ち会った場合^(注11)には、検体採取に立ち会った職員の所属及び氏名を記載した別記様式4の申告書を添付する。

(7) 仏領ポリネシア

産地証明に当たり、別紙6-14の放射性物質検査の対象品目に該当していないことを確認するため、原料の名称、産地及び使用割合が記載されている次の書類のうちいずれかを添付する。

・製造者等による製品仕様書等^(注10) (商品名原料産地等の記載があるもの)

・申請者本人又は取引先による確認書(別記様式2)^(注3)

・その他客観的に確認できる書類^(注8)

注1：EU等、香港及び仏領ポリネシア向けの輸出の場合はB/L又はAWB、シンガポール、タイ王国、中国及びエジプトの場合はインボイスが必須であり、その他の国はいずれか1つとする。

注2：取引先との納品書、出荷伝票及び入庫伝票の他、取引の過程で用いられる確認書類(インボイス、B/L、AWB、積戻し許可通知書及び輸入許可通知書)を含む。

注3：申請者が生産者・製造者の場合には確認書は不要とする。

注4：タイ王国及び香港(食肉及び家禽卵のみ)については、相手国より認められている放射性物質検査機関の報告書であること。

注5：加工品であって製造ロットが確認できる商品については、同一ロットについて行われた検査報告書、生鮮品の農林産物であってほ場及び収穫期が確認できる商品については、同一のほ場及び同一の収穫期の商品について行われた検査報告書でもよい。

注6：ロシア連邦、エジプト、モロッコ王国及び仏領ポリネシアに各国等が定めた指定地域で生産・加工された食品等を輸出する場合には、放射性物質検査報告書を添付すること。

注7：放射性物質検査証明に係る検体の採取については、放射性物質検査機関が、輸出される商品の中から当該機関の定める内部手続きに基づき行うことを基本とする。

- 注8：製造所固有の記号に係る食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規定に基づく届出に係る書類等が入手できない場合、販売者等のウェブサイトを印刷した書面又は販売者等に電話等で確認し、日付、担当者、連絡先及び確認内容を記した確認書類を含む。
- 注9：続けて同一産地（市町村）・品目を輸出する場合には、次回以降、新たに発行する産地証明に、検査報告書の原本に代えて、初回輸出時の産地証明（地方農政局長等が署名したもの）及び検査報告書の写しを添付することにより輸出することができるものとする。なお、これらの写しを添付することができる産地証明は、初回輸出時の検査報告書の写しに記載された検査日から3ヶ月以内に発行されたものに限る。
- 注10：製造者等による製品仕様書、商品規格書及び品質規格書等の他、取引の過程で用いられる確認書類（インボイス、B/L、AWB、積戻し許可通知書及び輸入許可通知書）を含む。
- 注11：牛肉は、毎回、対香港輸出食肉取扱施設を通じて、当該施設の所在する都道府県の職員に検体採取の立ち会いを依頼する。（当該都道府県の職員の立ち会いが困難である場合は、関東農政局長等を通じて国の職員の立ち会いを依頼する。）
牛肉以外は、輸出の初回時及び以後は2ヶ月毎に輸出が認められている取扱施設等を通じて国等の職員に検体採取の立ち会いを依頼する。

(別紙8) 放射性物質の最大許容値について

1 シンガポール

放射性物質の検出が不検出であること

2 韓国

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項に基づく食品中の放射性物質の規格基準（以下「食品中の放射性物質の規格基準」という。）又は放射性セシウムを含む肥料・土地改良資材・培土及び飼料の暫定許容値の設定について（平成23年8月1日付け23消安第2444号・23生産第3442号・23林政産第99号・23水推第418号農林水産消費・安全局長・生産局長・林野庁長官・水産庁長官通知）の基準（以下「肥料等の暫定許容値」という。）及び次の基準を超えていないこと

(Bq/kg, Bq/L)

核 種	対象食品等	基準値
ヨウ素131	乳幼児食品	100
	乳及び乳加工品	100
	その他食品及び飼料	300
セシウム134及び セシウム137の総量	牛乳及び乳児用食品	50
	飲料水	10
	一般食品	100
	牛及び馬用飼料	100
	豚用飼料	80
	家禽用飼料	160
	養殖魚用飼料	40
	その他の飼料 (ペットフード等)	100

3 ブルネイ

食品中の放射性物質の規格基準及び次の基準を超えていないこと

(Bq/kg)

核 種	対象食品等	基準値
セシウム134及び セシウム137の総量	食品	1000

4 ロシア連邦

食品中の放射性物質の規格基準及び次の基準を超えていないこと

(Bq/kg, Bq/L)

核 種	対象食品等	基準値
セシウム 137	肉及び肉製・副製品	200
	鹿肉及び野生動物の肉	300
	魚・魚製品	130
	乾魚及び干魚	260
	牛乳及び乳製品	100
	コンデンスミルク及び缶入り乳製品	300
	粉乳	500
	野菜及びじゃがいもを含む根菜	80 (600 ^(注1))
	パン及びパン製品	40
	小麦粉、脱穀類、フレーク、食用イネ科植物及び麺類	60
	野生ベリー類とその缶詰	160 (800 ^(注1))
	生きのこ	500
	乾燥きのこ	2500
	子ども用特別既製品 ^(注2)	40
酒類	160	

注1 乾燥製品の許容レベル。

注2 フリーズドライ食品の場合は、乾燥製品の値が適用される。

注3 本表に掲載されている品目以外の品目については、「Not detected」(不検出)であること。

5 エジプト

食品中の放射性物質の規格基準及び次の基準を超えていないこと

(Bq/kg)

核 種	対象食品等	基準値
セシウム134及び セシウム137の総量	乳児用食品	50
	飲料水	10
	牛乳・乳飲料	50
	その他食品	100
	牛及び馬用飼料	100
	豚用飼料	80
	家禽用飼料	160
	魚類用飼料	40

注 乾燥食品は水に戻した状態で計測。ただし、茶葉及びきのこは乾燥状態で500Bq/kg。大豆及び大豆加工品は500Bq/kg。米及び米加工品は、平成24年9月30日までに製造・加工されたものは500Bq/kg。

6 モロッコ王国

食品中の放射性物質の規格基準又は肥料等の暫定許容値及び次の基準を超えていないこと

(Bq/kg, Bq/L)

核 種	対象食品等	基準値
ヨウ素131	乳児用食品	100
	乳・乳製品	300
	消費用液体	300
	その他食品	2000
	飼料	2000
セシウム134及び セシウム137の総量	乳児用食品	200
	乳・乳製品	200
	消費用液体	200
	その他食品	500
	飼料	500

7 EU等

食品中の放射性物質の規格基準又は肥料等の暫定許容値及び次の基準を超えていないこと

(Bq/kg)

核 種	対象食品等	基準値
セシウム134及び セシウム137の総量	乳児用食品	50
	飲料水・茶飲料	10
	牛乳・乳飲料	50
	その他食品	100
	牛及び馬用飼料	100
	豚用飼料	80
	家禽用飼料	160
	魚類用飼料	40

注 乾燥食品は、水に戻した状態で測定。

8 香港

食品中の放射性物質の規格基準及び次の基準を超えていないこと

(Bq/kg)

核 種	対象食品等	基準値
セシウム134及び セシウム137の総量	食肉、家禽卵、野菜、 果物、牛乳、乳飲料及 び粉乳	1000

9 仏領ポリネシア

食品中の放射性物質の規格基準又は肥料等の暫定許容値及び次の基準を超えていないこと

(1) 食品

(Bq/kg)

核 種	対象食品等	基準値
セシウム134及び セシウム137の総量	乳児用食品	50
	乳・乳製品	50
	飲料水	10
	その他食品	100

(2) 食用動物用飼料

(Bq/kg)

核 種	対象食品等	基準値
セシウム134及び セシウム137の総量	魚の飼料	40
	豚の飼料	80
	家禽の飼料	160
	牛、馬の飼料	100